

全国介護保険担当課長会議資料

平成11年8月3日（火）

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

介護保険制度実施推進本部

資料No. 1	介護保険制度の施行準備の概要について	1
資料No. 2	市町村等の事務処理について	7
資料No. 3	介護保険事務処理システムについて	165
資料No. 4	介護保険法施行に伴う年金からの特別徴収	401
資料No. 5	要介護認定の事務処理等について	423
資料No. 6	介護報酬の骨格案等について	467
資料No. 7	介護保険事業計画・基盤整備について	541
資料No. 8	民間活力の活用について	561
資料No. 9	介護納付金の算定方法等について	599
資料No.10	介護保険制度施行による国民健康保険の変更点	611
参 考	医療福祉審議会における最近の動向	645

介護保険制度の施行準備の概要について

目次

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 介護保険担当者会議の説明と今後の作業について | 1 |
| 2 | 介護保険制度施行準備日程（案） | 6 |

介護保険制度実施推進本部

介護保険担当課長会議の説明と今後の作業について

チ ャ ッ プ	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
総括説明	<p>○ 準備日程等について</p> <p>→ 今回提示する準備日程や、市町村等における施行準備行為の段取り等を踏まえ、施行に向けた着実な準備に取り組まれない。</p>	
市町村等事務 処理チーム	<p>① 11年度市町村事務の流れについて</p> <p>→ 12年4月に向けた施行準備事務の流れを確認されたい。</p> <p>② 給付関係事務の処理について</p> <p>→ 今回提示する事務フローを踏まえ、具体的な事務処理を検討されたい。</p> <p>③ 公設民営の介護サービス提供施設等の取扱いについて</p> <p>④ 基準該当サービス事業者の登録等について</p>	<p>○ 被保険者証の様式については追って省令で提示する予定</p> <p>○ 高額介護サービス費等の支給については、追って政省令で規定する予定。</p>

チー ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
	<p>→ 今回提示する内容を踏まえ、規則制定や事業者向け説明会の開催に取り組むとともに、申請受付から登録に至る事務処理の準備に努められたい。</p> <p>⑤ 介護保険審査会について → 今回提示する運営指針案を踏まえ、介護保険審査会の円滑な設置・運営に向けた準備を進められたい。</p> <p>⑥ 財政安定化基金について → 今回提示する基金条例案、及び基金施行規則案を踏まえ、条例や規則制定等に向けた準備作業を進められたい。</p>	
事務処理システムチーム	<p>① サービス提供事業者と国保連とのインターフェイスについて（介護給付費の請求フォーマット案を含む）。</p> <p>② 居宅介護支援事業者と国保連とのインターフェイスについて（介護給付費の請求フォーマット案を含む）。 → 今回提示する国保連とのインターフェイス等を踏まえ、システム開発に取り組まれたい。</p>	○ 都道府県と国保連とのインターフェイス、保険者と国保連とのインターフェイス、介護給付費点数コードについては、あらためて近日中にお示しする予定。

チー ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
保険料天引き チーム	<p>① 社会保険事務所における受入試験について → 保険主管課など関係部局との連携を図り、受入試験の円滑な実施に配意願いたい（受入試験の実施は11年8月25日から9月30日まで）。</p> <p>② 特別徴収された介護保険料に係る債権の取扱いについて → 今回提示する、死亡により未支給年金が過誤納となった場合の介護保険料還付の取扱いを踏まえ、具体的準備に当たられたい。</p> <p>③ 平成11年度における情報交換スケジュール等について → 今回提示するスケジュールを踏まえ、本年11月からの円滑な事務処理に取り組まれたい。</p>	<p>○ 12年度の情報交換スケジュールについては、現在調整中であり、決定次第速やかに提示する予定。</p>
要介護認定・ 介護支援チー ム	<p>① 要介護認定の事務処理の概要等について</p> <p>② 施行前準備行為としての要介護認定と審査請求の処理について</p> <p>③ 国保連における保険者共同処理（主治医意見書料及び認定調査委託料関係）について</p>	

チ ャ ム	今回の説明事項とそれを受けた当面の作業	今後の国の主な作業日程
	<p>→ 今回提示する事務処理の概要等を踏まえて、再度、要介護認定事務の手順等を確認いただくとともに、本年10月からの認定申請の受付開始に向けて万全の準備を図られたい。</p>	
<p>介護報酬チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護報酬の骨格」等について ○ 介護報酬で評価を行う地域区分等について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主なサービスに係る介護報酬額の「仮単価」を、追って公表予定。
<p>介護保険事業計画・基盤整備チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 「介護保険の第1号保険料についての中間集計結果」について <ul style="list-style-type: none"> → 中間集計結果に示された第1号保険料の加重平均値や分布状況等を踏まえ、引き続き必要な精査や再調査等に努められたい。 ② 介護療養型医療施設について <ul style="list-style-type: none"> → 今回提示する考え方を踏まえ、介護療養型医療型医療施設の利用者数の見込み方や、介護保険適用部分の割合等について十分に検討を行うとともに、入院者の要介護認定の取扱いについて配意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の介護サービス量の見込み等について、できる限り早い時期（9月目途）にとりまとめを行い公表する予定。

チー ム	今 回 の 説 明 事 項 と そ れ を 受 け た 当 面 の 作 業	今 後 の 国 の 主 な 作 業 日 程
民間活力チー ム	<p>① 都道府県及び市町村における取組みについて → 事業者に対する情報提供や指定事務の円滑な実施など、民間事業者の参入のための取組みを進められたい。</p> <p>② 過疎地域等在宅保健福祉サービス推進試行的事業の結果概要 → 過疎地域等におけるサービス基盤整備の参考とされたい。</p>	<p>○ 本年度の実施協議書の提出期限は8月13日。</p>
支払基金チー ム	<p>① 介護納付金の算定方法について</p> <p>② 第2号被保険者数調査結果について → 介護納付金の算定方法等について再確認いただくとともに、都道府県の保険主管課や医療保険者等の関係者に対して、本内容に係る十分な周知を図られたい。</p>	
保険料チー ム	<p>○ 介護保険制度施行による国民健康保険事業の変更点について → 今回提示した介護保険導入後の国民健康保険料（税）の賦課基準や、滞納者対策の取扱い、住所地特例に係る事務処理の流れ、会計科目の設定等の考え方等を踏まえ、介護保険施行に向けた国民健康保険事業における円滑な準備作業を進められたい。</p>	

介護保険制度施行準備日程（案）

	国	都道府県	市町村	
11年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ○介護報酬実態調査 ○要介護者等の実態調査の収集 ○全国会議Ⅶ ○要介護認定基準、基本指針の公布 ○条例準則案の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ ○介護認定審査会の定数等を定める条例 ○特別徴収に係る接続試験
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員指導者研修継続（第4期） ○第1号保険料についての中間集計 ○介護報酬基本骨格案 ○介護報酬仮単価公表 ○介護サービス量の見込み等のとりまとめ ○介護保険運営費の国庫負担等概算要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員実務研修受講試験・実務研修継続（通年） ○特別徴収に係る接続試験（社会保険事務所） ○認定審査会委員・訪問調査員の研修 ○居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の指定開始 	
	3	<p>⇔ ⇔</p>	<p>⑩ 給付申請受付開始、要介護認定開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会設置（受託） ○介護保険審査会設置 ○財政安定化基金条例の制定（社会保険事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護認定審査会設置 ○被保険者管理等事務システム稼働 ○被保険者証交付 ○特別徴収対象者情報の受理及び本人特定 ○初年度仮徴収額の変更の条例
	4	<ul style="list-style-type: none"> ○介護報酬等の諮問答申 ○介護保険関係予算の確定 ○特別徴収開始（12年4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業支援計画策定 ○介護支援専門員補習研修実施 ○指定介護療養型医療施設の指定 ○介護保険関係予算の確定（社会保険事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業計画策定 ○保険料率の決定 ○介護保険関係予算の確定 ○特別徴収対象被保険者の決定
12年度	1	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員指導者研修継続（第5期） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主管組織の設置 ○財政安定化基金の設置 ○事業者・施設の指導・監督 ○国保連介護給付費審査会設置・業務開始 ○介護支援専門員実務研修受講試験・実務研修継続（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○主管組織の設置 ○介護保険特別会計設置 ○保険料賦課・徴収